

【 社会保障協定とは 】

いつもニュースレターをご覧頂き、ありがとうございます。
税務部の杉本美樹です。
確定申告も終わり、お花見シーズン突入ですね。
今回は「社会保障協定」についてお伝えします。



国際的な交流が進むなか、海外に派遣されている日本人及び海外から日本に派遣されている外国人が年々増加しています。

現に、外国人を雇用されている会社さんも多いのではないのでしょうか。日本を含めた世界のほとんどの国で、その国で就労している人はその国の公的年金に加入しなければならないとされています。

その結果、「二重加入」「保険料の掛け捨て」という2つの問題が発生しています。

二重加入とは・・・

海外で働く場合、派遣先の国の年金保険料支払い、さらに日本でも受給権確保のために年金保険料を支払い続けなければならないというものです。

保険料の掛け捨てとは・・・

日本や海外の年金を受けとるためには、一定の期間その国の年金に加入していなければならないので加入期間が短いために、せっかく保険料をはらっても年金を受けることができず、保険料を掛け捨ててしまっていることです。

これらの問題を解決するために、国家間で結んだ協定を **社会保障協定** といいます。

(1) 適用調整

保険料の二重負担を防止するために、加入する制度を調整するというものです。
一時的に海外に派遣され就労する場合、派遣期間が5年を超えない見込みの場合には、その期間は自国の年金制度にだけ加入し、5年を超える見込みの場合には、派遣先の年金制度のみ加入すればよいというものです。

(2) 保険期間の通算

保険料の掛け捨てとならないように、協定をむすんでいる国と加入期間を通算し、年金を受給するために最低必要とされる期間以上あれば、それぞれの国の年金を受けられるというものです。

【各国との社会保障協定状況】

このように便利な社会保障協定ですが、すべての国と協定が結ばれているわけではなく2012年3月現在の締結状況は、以下のとおりです。

| | | | | | | | |
|-----------|---------|------|-----|------|--------|------|-----|
| 協定を結んでいる国 | ドイツ | イギリス | 韓国 | アメリカ | ベルギー | フランス | カナダ |
| | オーストラリア | オランダ | チェコ | スペイン | アイルランド | | |
| | ブラジル | スイス | | | | | |

| | |
|---------|------|
| 発行準備中の国 | イタリア |
|---------|------|

*ほかに協議中の国が、9カ国あります。

【免除申請手続き】

日本の場合、保険者等（日本年金機構）から「適用証明書」の交付を受け、派遣先国の事業者等に提示すれば、派遣先国の年金制度の加入手続きは不要となります。したがって、まず事前に保険者等から「適用証明書」の交付してもらうよう準備を進めておくことが必要です。

ただし、協定を締結した国によりその内容が異なりますので、海外に派遣予定がある会社さんは弊社担当者までお問い合わせください。
(税務部／杉本 美樹)